

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2020年度改定版） 「外来服薬支援料」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

凡例

参考資料

MPSコメント

資料No.20210312-1115

本資料は、2020年3月31日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

日医工がお届けする **Stu-GE** では、 調剤報酬の全点数 について詳細な解説資料をご用意しております



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/information/598>

Stu-GE 調剤報酬全点数



調剤報酬点数表からご確認頂けます

調剤報酬点数 資料掲載確認表 (2021年5月14日時点)

日医工IMPS

分類	点数名	要件	点数	資料名	Stu-GE	ヤクメド 動画記事	ヤクメド 採録記事
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	処方箋受付1回につき		「薬剤服用歴管理指導料(1~3、特例)」	1067	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/868	https://yakumed.jp/articles/44
	① 3カ月以内に再来局 (かつ 手帳による情報提供)		43点				https://yakumed.jp/articles/54
	② ①、③、④以外		57点				
	③ 特別養護老人ホーム入所者		43点				
	薬剤服用歴管理指導料 (特例)	3カ月以内の再来局患者のうち手帳の活用実績が50%以下、各加算は算定不可	13点				
	④ 情報通信機器を使用	月1回まで、各加算は算定不可	43点	「薬剤服用歴管理指導料(4)」	1069	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/873	https://yakumed.jp/articles/57
	麻薬管理指導加算		22点	「麻薬管理指導加算、重複投薬・相互作用等防止加算、乳幼児服薬指導加算」	1074	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/884	https://yakumed.jp/articles/55
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外、残薬調整	40点、30点				https://yakumed.jp/articles/60
	乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点				
	特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	10点	「特定薬剤管理指導加算 1,2」	1072	https://stu-ge.nichiiko.co.jp/mpi_documents/877	https://yakumed.jp/articles/51
	特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射 かつ 悪性腫瘍の治療に係る薬剤、月1回まで	100点				https://yakumed.jp/articles/59

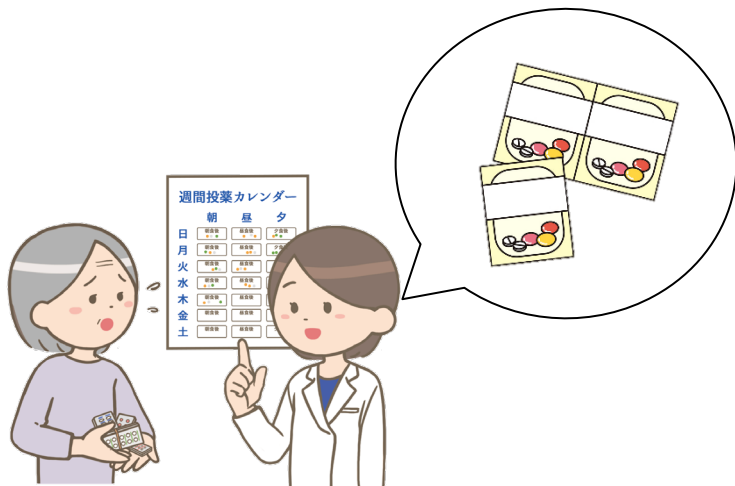
14の2 外来服薬支援料

要件	点数
処方医に確認した上で患者が服薬中の薬剤について服薬管理を支援した場合(注1)、又は持参した服用薬の整理等の服薬管理を行いその結果を医療機関に情報提供した場合(注2)、月1回に限り算定（処方箋の受付によらない）	185点

【主な要件】

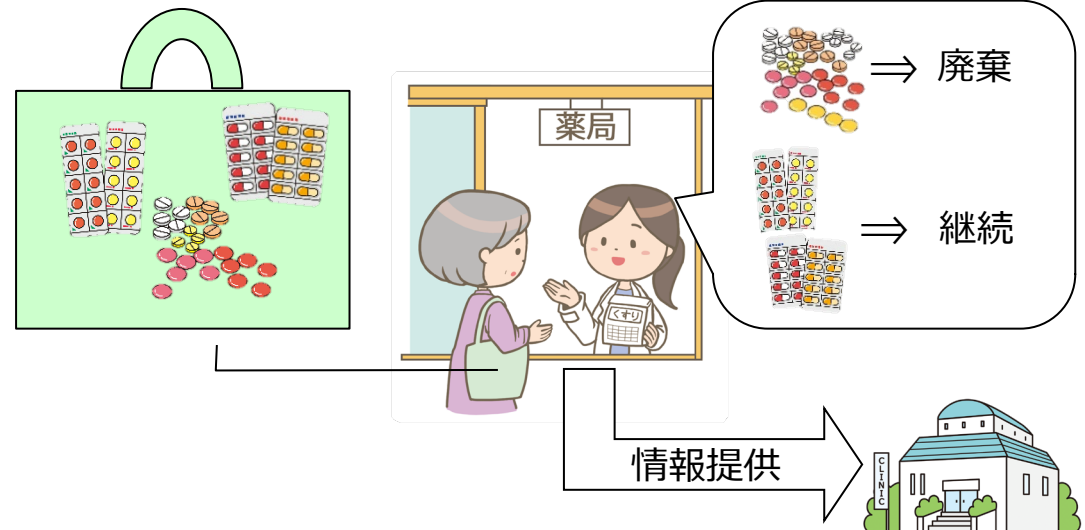
(注1)

服薬管理が困難な患者が服用中の薬剤について、服薬管理を支援した場合に算定する



(注2の場合)

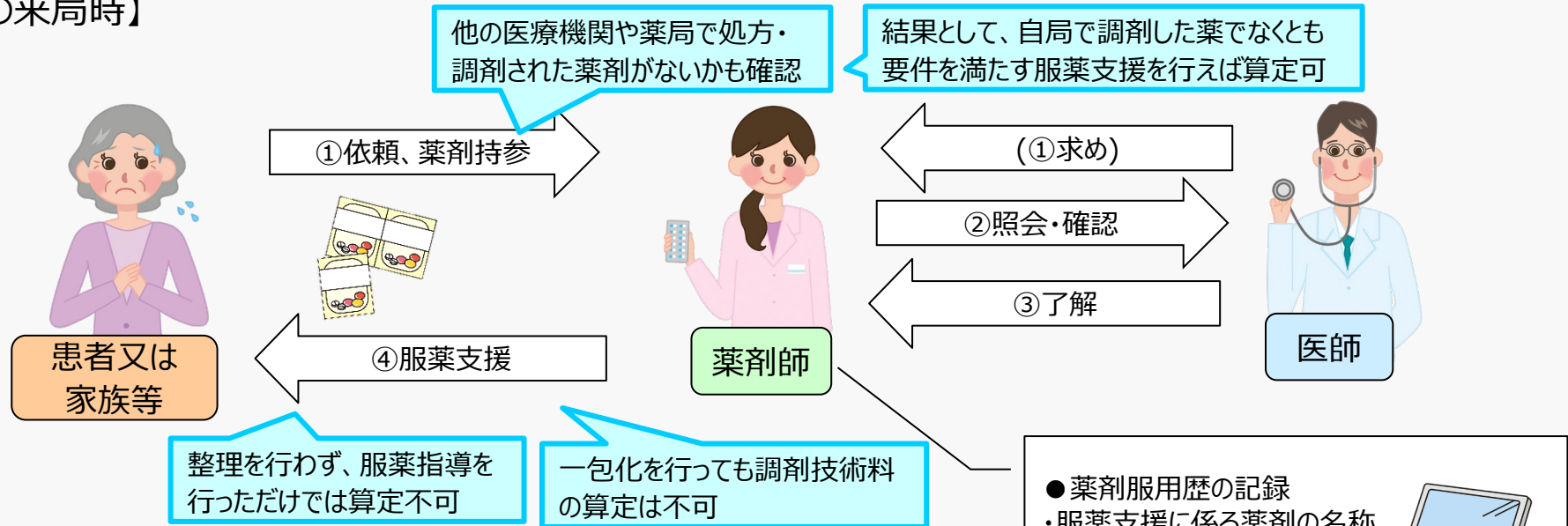
患者等が持参した服用薬の整理等を行い、結果を医療機関に情報提供した場合に算定する



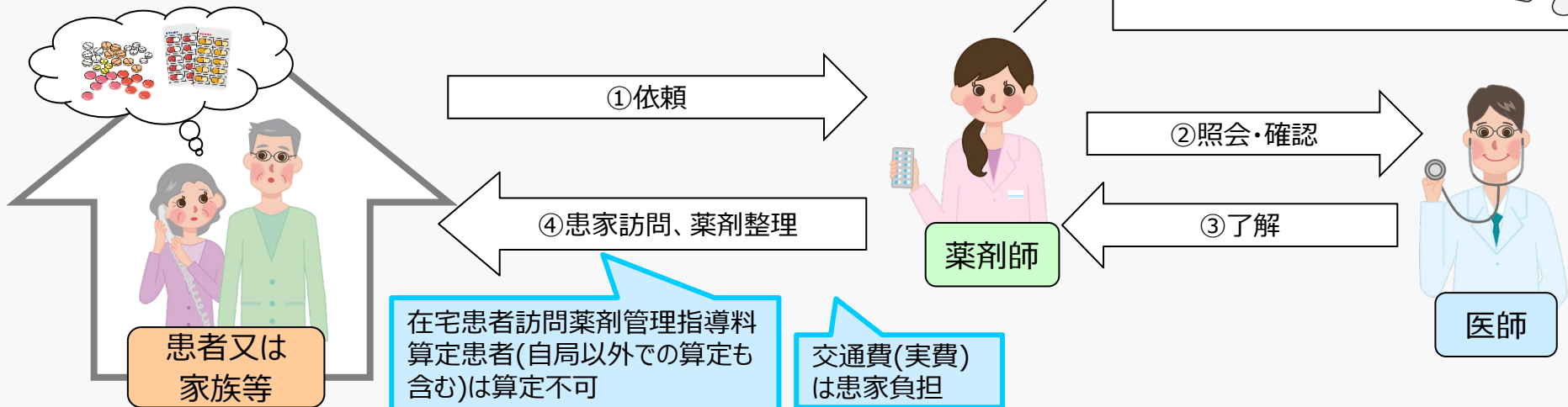
治療上の必要性が認められる場合に、合わせて服薬支援1回につき、月1回に限り算定

処方医に確認の上、服薬管理を行う場合（注1）の流れ

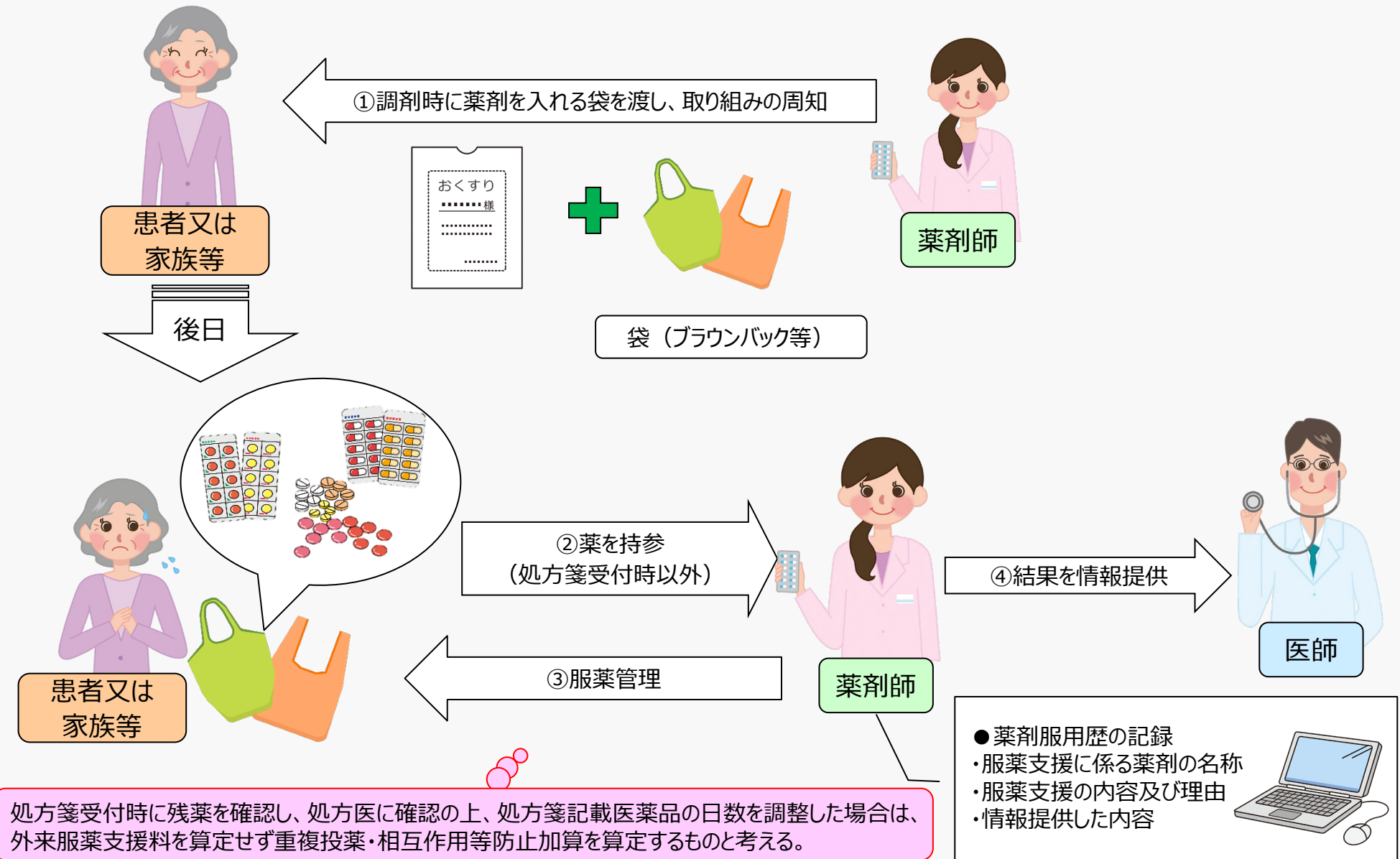
【患者の来局時】



【患家へ訪問する場合】



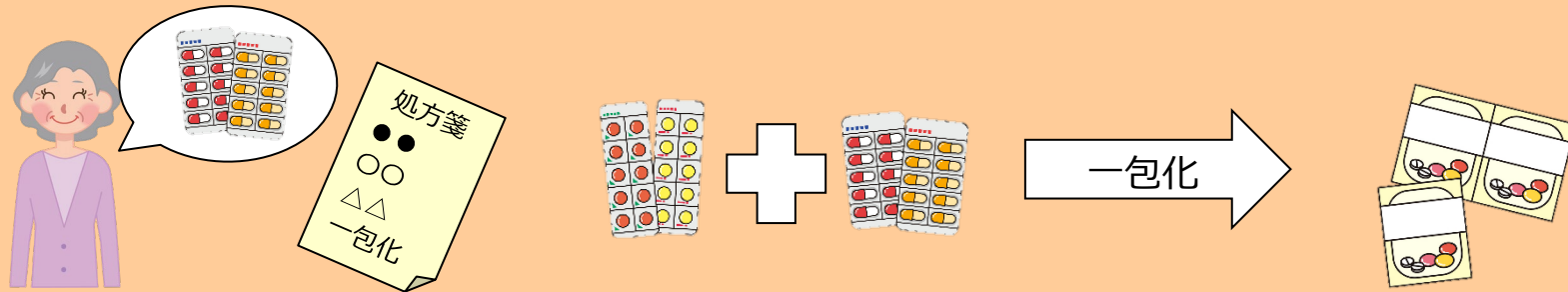
患者等が持参した服用薬の整理等を行う場合（注2）の流れ



疑義解釈

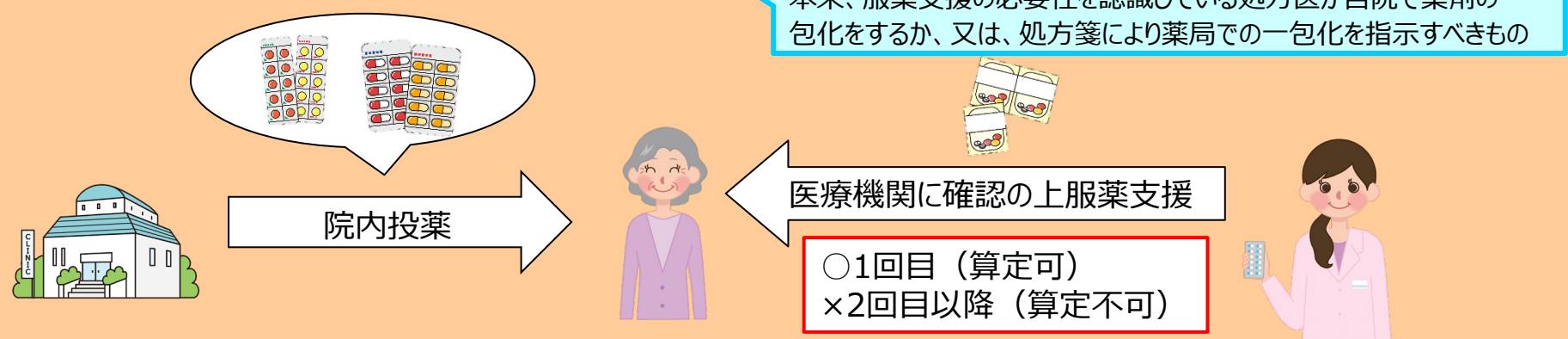
【2008/3/28疑義解釈その1】

患者が、一包化の指示がある処方箋と、他の薬局で調剤された薬剤等も併せて薬局に持参した場合で、全ての薬剤の一包化を行い、服薬支援を行った場合には、調剤に係る薬剤服用歴管理指導料等と外来服薬支援料の併算定は可能。ただし、一包化加算は算定できない。（一部現行の内容に合わせて修正）



【2008/5/9疑義解釈その2】

院内投薬された薬剤を持参した患者に対して、服薬支援の必要性を処方医に確認の上、一包化等を行い、外来服薬支援料を算定した場合において、その後も引き続き一包化が行われずに院内投薬が行われ、繰り返し当該薬局で外来服薬支援を実施したような場合は、算定できない。

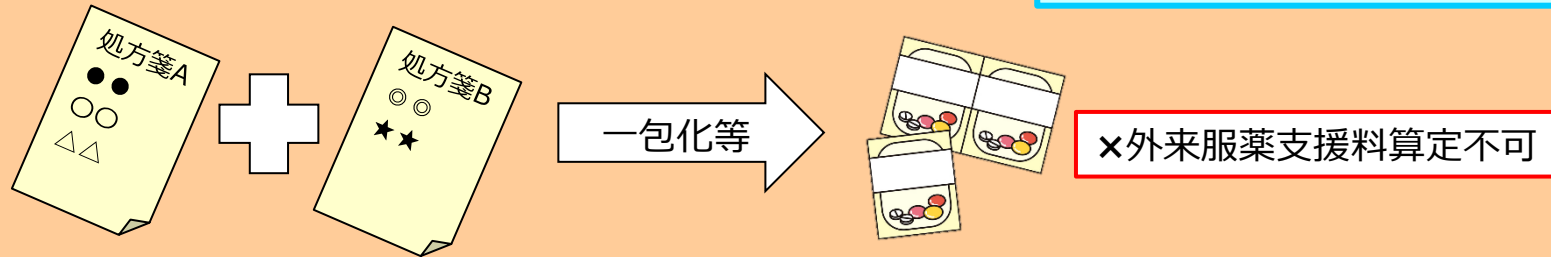


疑義解釈

【2012/8/9疑義解釈その8】

同一又は異なる保険医療機関の複数診療科から処方日数の異なる処方箋を保険薬局が受け付けた場合、薬剤等を整理し、日々の服薬管理が容易になるように支援しても、算定できない。

外来服薬支援料は、患者または家族等が持参した「服薬中の薬剤」に関する服薬支援を評価しているもの



処方日数が同一の処方箋であっても考え方は同じと考えられ、複数医療機関等からの複数処方箋の薬剤をまとめるなどの服薬支援では算定できないと解釈される。

日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！



スマートフォンで簡単登録

会員特典 1

資料の先行公開

パソコン画面で入力

会員特典 2

更新情報をメールでお知らせ

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>